

# 医療従事者の勤務環境改善

## 第1 現状と課題

### 1 医療従事者の勤務環境改善に関する動き

- 医師、看護師等の確保対策、離職防止のため、医療機関では、院内保育所の整備等、医療従事者の勤務環境改善に向けた様々な取組が行われていますが、時間外労働時間の削減、有給休暇の取得促進など勤務環境に関する課題は多く、働きやすい環境の整備が求められています。
- 平成26年（2014年）10月の医療法改正により、①病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等への取組に努めること、②国は医療機関の取組に関する指針を策定すること、③都道府県は医療機関の勤務環境改善を促進するための支援を行うことが位置付けられました。

### 2 医師の働き方改革（医師の時間外労働上限規制）

- 医師の長時間労働を抑制し、健康で働き続けられる環境を整えることは、医師本人にとってはもとより、医療の質・安全の確保と同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要であり、そのために医師の働き方改革に取り組む必要があります。
- 医療法の改正により、医師の時間外労働の上限規制（年960時間以内）等が定められ、令和6年4月から適用が開始されます。
- 医師の時間外労働上限規制の適用に当たり、労働時間短縮のための取組を行ってもなお時間外・休日労働が年960時間を超える必要がある医師がいる医療機関は、特定労務管理対象機関（いわゆるB・連携B・C-1・C-2水準対象機関）として県の指定を受ける必要があります。

【表1】県内病院における時間外労働が年960時間を超える医師の有無（令和4年8月末時点）

年960時間を超える医師がいる	13施設
年960時間を超える医師はいない	96施設
不明（把握できていない等）・未回答	17施設

（医師・看護人材確保対策課調べ）

### 3 医療勤務環境改善支援センターによる支援

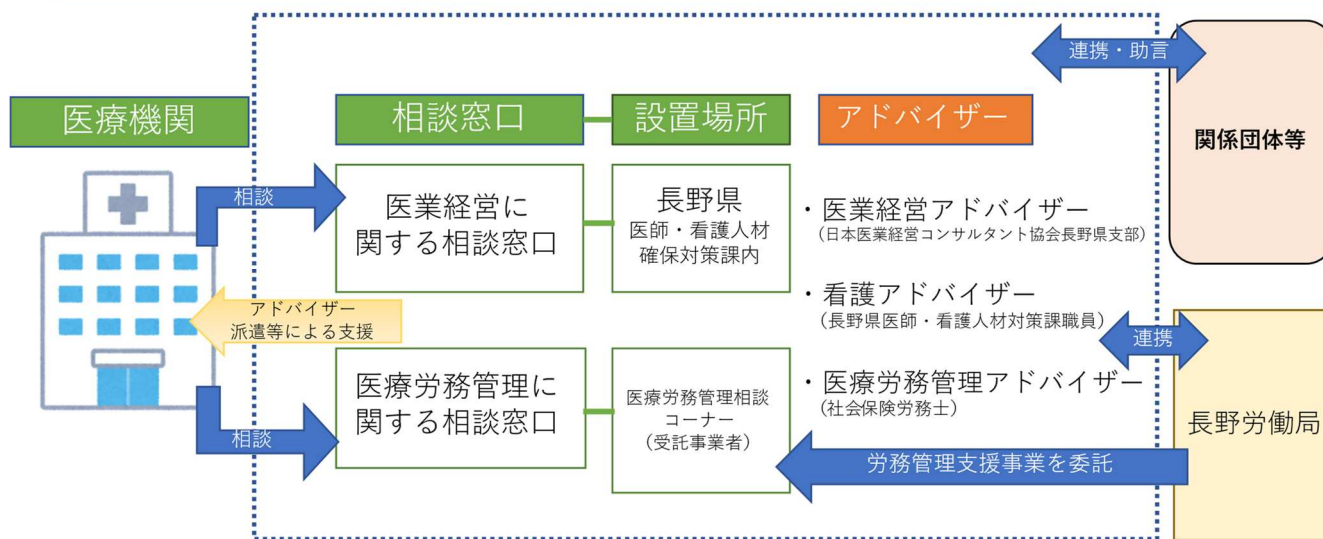
- 本県では、平成26年（2014年）の医療法改正を受け、平成28年（2016年）2月に医療勤務環境改善支援センターを設置しました。国が定める「勤務環境改善マネジメントシステム（※）」に基づき、PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対し、アドバイザーによる総合的・専門的な支援を行っています。

※「勤務環境改善マネジメントシステム」

各医療機関が、医師、看護職、薬剤師、事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善を促進するための仕組み

【図1】長野県医療勤務環境改善支援センターによる支援イメージ

# 長野県医療勤務環境改善支援センター



- 医師の時間外労働上限規制の適用開始に向けては、個別の医療機関の状況の応じた勤務時間の適切な把握や宿日直許可の取得、特定労務管理対象機関の指定を目指す医療機関による「医師労働時間短縮計画」の作成等について、医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣等により支援を行っています。

【表2】医療勤務環境改善支援センターによる支援状況（令和4年度）

支援医療機関数	36 施設
アドバイザー等による訪問支援実施数	延べ 86 回
センターにおける相談対応（電話・メール等）	119 件
センターの利用勧奨	55 件

（医師・看護人材確保対策課調べ）

## 第2 施策の展開

- 医療勤務環境改善支援センターにおいて、医業経営や医療労務管理に関する相談や医療機関への個別訪問による助言を行うとともに、セミナーや研修会の開催等により、医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入を促進します。
- 特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関については、将来に向けて医師の時間外労働の段階的な縮減が求められることから、医療勤務環境改善支援センターによる継続的な支援を行います。
- 医療従事者の業務の効率化による負担軽減や安全性の向上を図るため、医療の現場における ICT の活用を促進します。
- 医療従事者の離職防止や働きやすい環境づくりに向け、引き続き、院内保育所の運営や施設整備等、病院が実施する勤務環境改善のための取組を支援します。

## コラム

### 1 第7次計画のコラム

- 長野県医療勤務環境改善支援センター

### 2 第8次計画のコラム（案）

- 医療のかかり方  
医師をはじめとする医療従事者の働き方改革を推進する上で、医療のかかり方に対する住民の理解が不可欠であることを記載する。